

議案第188号

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例 制定の件

本議案を、地方自治法第109条第6項及び福島市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月10日

福島市議会議長 萩原太郎 様

提 出 者

議会運営委員会 委員長

石原洋三郎

(別紙)

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例

福島市議会委員会条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第12条中「行なう」を「行う」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条中「文章」を「文書」に改める。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

オンラインによる方法での委員会の開会に係る整備を図るとともに、常用漢字の変更に伴う字句等の見直しを図るため、所要の改正を行うものである。